

施設種別の定義と記載方法について

神奈川県公立スポーツ施設設置状況調査では、施設種別の定義について、国の実施する体育・スポーツ施設現況調査に合わせています。

回答いただく全施設について調査票 1 をご提出いただいたうえで、以下に記載する施設種別に応じ、種別ごとの調査票をご提出ください。なお、施設内に複数の種別の施設が含まれる場合の回答方法については、本別紙末尾の図もご参照ください。

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
1	陸上競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1 周 200m 以上のトラックを有するもの。 (トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも、陸上競技場として取り扱う。学校の運動場は、多目的運動場として取り扱う。)	調査票 2	トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合で、トラック内の施設が以下に記載する球技場の基準等を満たす場合、該当する調査票をご提出ください。
2	野球場・ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。	調査票 3	
3	球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの。	調査票 4	
4	多目的運動場	土地面積が 992 m ² 以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。(学校の運動場を含む)	調査票 5	学校の施設については、調査対象としません。
5	水泳プール (屋内)	水面積 150 m ² 以上のもの。	調査票 6	
6	水泳プール (屋外)	水面積 150 m ² 以上のもの。	調査票 6	
7	レジャープール	流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの。	調査票 6	
8	ダイビングプール	主としてダイビングに使用されるもの。	調査票 6	
9	体育館	競技用床面積 132 m ² 以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。(体操競技専用の	調査票 7	

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
		ものを除く)		
10	柔道場	主として柔道専用のもの。	調査票 8	他の武道でも使用可能な場合は、備考欄にその旨を記載してください。
11	剣道場	主として剣道専用のもの。	調査票 8	他の武道でも使用可能な場合は、備考欄にその旨を記載してください。
12	柔剣道場（武道場）	主として柔道・剣道に使用されるもの。	調査票 8	他の武道でも使用可能な場合は、備考欄にその旨を記載してください。
14	空手・合気道場	主として空手・合気道専用のもの。	調査票 8	他の武道でも使用可能な場合は、備考欄にその旨を記載してください。
14	バレーボール場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらバレーボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バレーボール専用に使っているものも含む。また、屋上コートも該当する）	調査票 14	
15	庭球場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、テニス専用に使っているものも含む。また、屋上コートも該当する）	調査票 9	
16	庭球場（屋内）	屋内にあつて規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。	調査票 9	
17	バスケットボール場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらバスケットボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バスケットボール専用に使っているもの	調査票 14	

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
		も含む。また、屋上コートも該当する)		
18	相撲場（屋外）	規定の大きさの土俵を有するもの。	調査票 8	
19	相撲場（屋内）	規定の大きさの土俵を有するもの。	調査票 8	
20	卓球場	主として卓球に使用されるもので、規定の卓球台を 3 台以上有するもの。	調査票 14	
21	弓道場	弓道の試合（近的）が行えるもの。	調査票 10	
22	アーチェリー場	射場と的との距離が 25m 以上あるもの。または、14 ショット以上の射場のあるフィールドアーチェリー場。	調査票 10	
23	馬場	20m×60m 以上の規模を有し、必要な設備があつて競技が行えるもの。	調査票 14	
24	アイススケート場 （屋内）	滑走面積が 300 m ² 以上のもの。	調査票 14	
25	アイススケート場 （屋外）	滑走面積が 1,500 m ² 以上のもの。	調査票 14	
26	ローラースケート・ インラインスケート 場（屋外）	滑走面積が 300 m ² 以上のもの。	調査票 13	スケートボード、 BMX が可能な施設を 含みます。
27	ローラースケート・ インラインスケート 場（屋内）	滑走面積が 300 m ² 以上のもの。	調査票 13	スケートボード、 BMX が可能な施設を 含みます。
28	山の家・林間学校	都道府県・市区町村・団体等が登山・林間学校等のために指定しているもの。	調査票 14	
29	トレーニング場	屋内、屋外にあつて、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、もっぱらトレーニングに使用されるもの。（学校の運動場の一部に独立した区分を設けて、常設	調査票 12	

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
		されているトレーニングコース も含む)		
30	レスリング場	固定したマットを有し、もっぱ らレスリングに使用されるも の。	調査票 14	
31	ボクシング場	固定したリングを有し、ボクシ ングに使用されるもの。	調査票 14	
32	ダンス場（ダンスス タジオ）	主としてダンスに使用されるも の。（エアロビクス等のスタジオ を含む）	調査票 14	
33	射撃場（ライフル・け ん銃・クレール等）	ライフル、けん銃競技が行われ るもの。または、クレール放 出機器を備え、競技が行える もの。（光線銃を含む）	調査票 14	
34	ゴルフ場	9 ホール以上あり、競技が行え るもの。	調査票 14	
35	ゴルフ練習場	打席が 10 以上、打席からのま での距離が 20 ヤード（約 18.3m） 以上あるもの。	調査票 14	
36	ボウリング場	12 レーン以上の規模を有するも の。	調査票 14	
37	漕艇場	艇庫を持ち、水路の幅が 30m 以 上、長さが 1,100m 以上あり、競 技が行えるもの。	調査票 14	
38	ゲートボール・クロ ッケー場	都道府県・市区町村・団体等が、 ゲートボール・クロッケー場と して指定しているもの。	調査票 11	
39	スカッシュ・ラケット ボール場	主としてスカッシュやラケット ボールに使用されるもの。	調査票 14	
40	ヨット場（マリーナ）	艇庫をもち競技が行えるもの。	調査票 14	
41	スキー・スノーボー ード場	ロープトウ・リフト・ゴンドラ・ ジャンプ台のうちいずれか 1 つ 以上を有するもの。	調査票 14	
42	キャンプ場	都道府県・市区町村・団体等がキ ャンプ場として指定しているも の。	調査票 14	
43	ハイキングコース	都道府県・市区町村・団体等がハ	調査票 14	

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
		イキングコースとして指定しているもの。		
44	サイクリングコース	都道府県・市区町村・団体等がサイクリングコースとして指定しているもの。	調査票 14	
45	オリエンテーリングコース	都道府県・市区町村・団体等がオリエンテーリングコースとして指定しているもの。	調査票 14	
46	ランニングコース	都道府県・市区町村・団体等がランニングコースとして指定しているもの。(学校のランニングコースも含む)	調査票 14	
47	冒険遊具コース	フィールドアスレチックなど冒険遊具を組み合わせてコースとしているもの。(学校の運動場の一部に区分してつくられた同様の内容を有する常設のものも含む)	調査票 14	
48	海の家・海水浴場等の施設	都道府県・市区町村・団体等が海水浴場として指定しているもの。	調査票 14	
49	河川・湖沼等の遊泳場	都道府県・市区町村・団体等が遊泳場として指定しているもの。	調査票 14	
50	スカイスports施設	都道府県・市区町村・団体等がパラグライダー、ハンググライダー等のスカイスportsを行う場所として指定しているもの。	調査票 14	
51	体操競技場	体操競技場専門として施設・用具が常備されているもの。	調査票 7	
52	スケートパーク	※国の調査では「その他」扱い 滑走面積、屋内外を問わず、スケートボード、インラインスケートなどのアクションスポーツが可能なもの。	調査票 13	
53	BMX パーク	※国の調査では「その他」扱い 滑走面積、屋内外を問わず、主にBMX 専用としているもの。	調査票 13	

種類 番号	施設種別	内容 (国の調査での定義)	提出する 調査票	備考
54	クライミングパーク	※国の調査では「その他」扱い ホールド（岩壁を模して人工的に作られた手がかり）を使用したスポーツクライミング専用としているもの。	調査票 14	
55	その他	上記 1～54 以外のもの。	調査票 14	

参考・施設内に複数の種別の施設が含まれる際の回答について

＜県立スポーツセンターの場合＞

